

# 県外で受診した妊産婦さんへ ～健診費用の償還払いができます～

申請・請求は受診日から1年以内をお願いします。

【ご注意】大分県内の健診料が基準のため、全額お支払いできない場合があります  
ご了承ください。

## 必要な書類・注意事項

### ◇「妊産婦・乳児健康診査費助成金交付申請書兼請求書」

申請・請求者が「申請・請求者」「助成対象者」「振込先」欄を記入し、  
受診する医療機関へ提出し証明を受けます。

### ◇ 妊産婦健康診査・乳児健康診査受診票

### ◇ 領収証（原本）

### ◇ 母子健康手帳

「妊娠中の経過」「検査の記録」をコピーさせていただきます。

### ◇ 印鑑【ご注意：浸透印（シャチハタ等）は使用できません】

＊＊ その他必要な場合のみご提出頂く書類 ＊＊

### ◇「委任状」申請・請求者と振込口座の名義人が違うときのみ必要です。

### ◇「診療等明細書」病院から健診内容等の明細書を受け取った場合は、 ご提出ください。

## ◆ 申請・お問い合わせ ◆

佐伯市役所 健康増進課

〒876-0844

大分県佐伯市向島1丁目3番8号（佐伯市保健福祉総合センター和楽内）

電話：0972-23-4500

お母さんとおなかの赤ちゃんの  
健康のために  
妊婦健診は必ず受けましょう

